

令和8年 富士見町 告示

第 10 号

富士見町有線放送停止等処分取扱要綱を改正する要綱をここに公布する。

令和8年2月10日

富士見町長 渡辺 葉

富士見町告示第10号

富士見町有線放送停止等処分取扱要綱を改正する要綱

富士見町有線放送停止等処分取扱要綱（平成21年富士見町告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「郵送による交付送達又は町職員」を「郵便による送達又は総務課職員」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。